

人権啓発標語を募集します

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎096(248)2399

いじめや部落差別、高齢者、障がい者、性的少数者に対する差別などさまざまな人権問題の解決や、人権尊重の社会づくりを訴える標語を募集します。

▼応募先

〒861-1195
竹迫2140
市人権フェスティバル実行委員会事務局（人権啓発教育課内）
✉jinken@city.koshi.lg.jp

▼応募対象

市内にお住まいの人
▼募集内容 標語（規格はありません）
▼応募方法 郵送、メールまたは窓口提出

※住所・氏名・電話番号を明記してください

▼審査・表彰

市人権フェスティバル実行委員会が審査を行ない、12月6日（土）に開催する第20回合志市人権フェスティバルで表彰し、記念品を贈呈します。

▼その他

・作品はそれぞれ1人1点で未発表のものに限ります。
・表彰作品は11月22日（土）～12月21日（日）まで、総合センター「ヴィーブル」内に展示します。また、広報紙や市発行のリーフレットへの掲載など、啓発活動に活用します。

▼応募期限 10月31日（金）



令和6年度表彰作品

養成講座を受講して

ファミリーサポート協力会員になりませんか

●申し込み・問い合わせ先 市社会福祉協議会ファミリーサポートセンター ☎096(242)7008

ファミリーサポートセンターでは次の会員を募集しています。

・協力会員 自宅で子どもを預かり、子育ての手助けをする人。

・両方会員 子育て中で子どもを預かってもらうこともあるが、時間がある時は預かりもする人。

協力会員・両方会員になるためには、養成講座を24時間以上受講する必

要があります。受講は無料です。

▼ところ 市保健福祉センター ふれ

あい館（須屋2251-1）

▼持ってくるもの 筆記用具

▼申込方法

申し込みフォーム
または電話



▲申し込みフォーム

※託児は問い合わせください

と き	内 容	講 師
9月30日（火） 午前9時～正午	1. 保育の心、こどもの日常の関り、こどものあそび	こども支援センター 保育士
10月4日（土） 午前9時30分～正午	公開 2. 小児看護の基礎知識	いけざわこどもクリニック 看護師長 池澤千恵子さん
10月7日（火） 午前9時30分～正午	3. 保育看護	こども支援センター 看護師
10月21日（火） 午前9時30分～正午	4. こどもの栄養と食生活	管理栄養士
10月26日（日） 午前9時30分～正午	公開 5. こどもの身体の発育と病気	認定NPO法人NEXTEP理事長 穂つぶこども在宅&心身クリニック 院長 島津智之さん
10月28日（火） 午前9時30分～正午	公開 6. こどもの心の発達過程 保育者の関りとその問題	保健師 渡邊明子さん
11月4日（火） 午前10時～11時30分	7. 救急法	菊池広域連合 西消防署
11月8日（土） 午前9時30分～正午	公開 8. 気になるこどもとの関り方	熊本県北部発達障がい者支援センター わっふる ふじもりようこ 藤森洋子さん
11月11日（火） 午前9時30分～正午	9. リスクマネジメント 事業を円滑に進めるために	ファミリーサポート アドバイザー
11月15日（土） 午前9時30分～正午	公開 10. 児童虐待と社会的養護	熊本天使園 専門員 慈愛園 専門員

※ 公開 …公開講座は一般の人も参加できます（要予約）
※都合により、講師・日程が変更になる場合があります

人権よもやま話



●問い合わせ先
人権啓発教育課 啓発教育班
☎096(248)2399



人権擁護委員
赤坂 一矢さん

私は、令和3年4月1日に人権擁護委員に委嘱されて5年目を迎えます。今回は、阿蘇大津人権擁護委員協議会（以下「協議会」）について紹介します。

協議会では、こども人権委員会、男女共同参画委員会、高齢者・障がい者人権委員会の3つの専門委員会を設けています。協議会の会議は、年1回の総会と全体研修会、各市町村の代表者から構成する常務委員会、企画を検討する企画委員会があります。

現在、人権擁護委員は51人（合志市9人）が委嘱され、人権相談や人権教室（幼稚園、保育園、小中学校、サロン、企業など）、SOSミニレター（小中学生の手紙による相談）、中学生を対象とした人権作文コンテストなどを行っています。

また、広報紙『阿蘇大津人権だより』を年3回発行しています。私は

人権擁護委員への委嘱と同時に、広報誌の編集員になりました。その後、編集委員長を引き受け、申し合せて毎月開催する事務局会議に参加し、総会・全体研修会の司会進行役などを担いました。パソコンを扱うことが未熟で大変でしたが、編集委員長を1年3カ月務めることができました。

いじめや虐待、セクハラ、パワハラ、外国人に対する偏見や差別など、人権侵害に関する報道が後を絶ちません。私は、誰かが1番ではなく、外国の人にも日本人にも平等で、みんなが幸せに暮らせる社会を作るのが大切だと考えます。そのため、人権教室（勉強会）を通じて一人一人の人権意識を高め、差別や偏見のない社会にしたいと思っています。

人権教室の希望がありましたら、熊本地方法務局阿蘇大津支局まで連絡してください。

●熊本地方法務局 阿蘇大津支局
☎096(293)2272

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター（安全安心課内） ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

通信販売のルール

事例1

テレビショッピングを見てジュースを注文した。まだ届いていない。スーパーに行くと同じような商品が安く売られていた。キャンセルの電話を入れたが発送済みで理由に断られた。確かに電話で申し込んだときに、キャンセルできないと言われた。仕方がないのか。

（70代 男性）

事例2

ネットで膝用サポーターを注文した。届いた商品を使用してみたが厚みがあり歩きにくい。返品したいと告げたが受け付けてもらえなかった。クリーニング・オフできないのか。

（80代 女性）

解説

テレビショッピングやネット通販は通信販売に該当します。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約や返品については業者が定めたルールに従うことになりますが、解約や返品についての記載や説

明がなければ、商品の引き渡しから8日以内であれば申し込みの撤回や解除、商品の返品ができます。その場合の返品送料は消費者の負担になります。（返品特約と言います）
業者の特約に『返品不可』という表示があっても、商品が不良品だった場合は、返品交換の対応をしてもらえる場合があります。

通信販売の注意点

通信販売では『特定商取引法に基づく表記』の記載が義務付けられています。そこには商品代金や送料、業者の住所や連絡先、責任者の氏名、解約の条件などを記載する決まりになっています。サイトを最後までスクロールすると記載されている場合が多いので、申し込みをする前に確認しましょう。特に業者名や連絡先の記載のないサイトでの購入は注意しましょう。

困ったときは消費生活センターへ相談してください。



▲市消費生活センター